

平成20年11月17日

特別口座を開設する口座管理機関等に関する公告

株主及び登録株式質権者の皆様へ

神奈川県茅ヶ崎市甘沼163の1番地
大村紙業株式会社
代表取締役社長 大村日出雄

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます）の施行日である平成21年1月5日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます）に対し、当社の普通株式を株券電子化後に機構が取り扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第13条第1項の規定に基づき同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第8条第1項に基づき下記のとおり公告致します。

記

1. 決済合理化法の施行日において、機構をご利用になっていない株式に係る株主及び登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名又は名称、ご所有の当社普通株式の株式数等決済合理化法附則第8条第5項に定める事項を機構に通知いたします。
2. 特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。
住所：東京都中央区八重洲一丁目2番1号
名称：みずほ信託銀行株式会社

以上